資料４

## 議題４　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（犬山市提出）

| 市名 | 回答 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （１）協議の場の設置状況 | （1）で未設置と回答の場合は、現段階での見込みでお答えください<br>（２）協議の場は市域のみで設置か、圏域や他市町共同で設置するか | （３）協議に出席する関係機関 | （４）会議の協議事項 | （５）会議を招集する主管部署 |
| 名古屋市 | 平成30年度から新しく保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置しており、一人ひとりのネットワークづくりでは「合議体」、地域ブロックのネットワークづくりでは「名古屋市精神障害者支援地域ブロック調整会議」、市域全体のネットワークづくりでは「名古屋市精神障害者支援地域調整会議」という名称で設置しています。 | 名古屋市では一人ひとりのネットワークづくり、地域ブロックのネットワークづくり、市域全体のネットワークづくりと3層構造で取組を進めております。地域ブロックとは、市内16区を4区ごとの4ブロックに分け、名古屋市外の精神科医療機関に参加してもらっているブロックもあります。 | 議題内容に応じて参加依頼をする関係機関を選定しています。基本的には、精神科医療機関、各職域団体、障害者基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所、家族会、当事者団体、行政機関等です。 | ・課題の確認<br>・普及啓発について<br>・他分野との連携について<br>・人材育成、研修について<br>・ピアサポートの活用について<br>・住まいについて | 健康福祉局健康部健康増進課 |
| 豊　橋　市 | ①豊橋市障害者自立支援協議会の地域移行促進ネットワーク検討会を、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場としている。<br>②「豊橋市健幸なまちづくり協議会　精神保健福祉推進部会」を協議の場として設置 | ①②市域のみで設置 | ①<br>精神科病院：5か所<br>入所施設：5か所<br>委託相談支援事業所：6か所<br>当事者団体：1か所（豊橋障害者(児)団体連合協議会）<br>介護関係：1か所（地域包括支援センター）<br>行政関係：2か所（健康増進課、長寿介護課）<br>事務局：2か所（基幹相談支援センター、障害福祉課）<br>②<br>協議の内容により、出席する関係機関を決めている<br>＜令和２年度出席機関＞<br>豊橋市医師会精神科医会、豊橋市歯科医師会、豊橋市薬剤師会、市内精神科医療機関（医師、精神保健福祉士）、豊橋市医師会訪問看護ステーション、とよはし総合相談支援センター（障害者基幹相談支援センター）、豊橋市社会福祉協議会、当事者、行政機関（豊橋市民病院医事課、防災危機管理課、福祉政策課、障害福祉課、健康政策課、健康増進課（事務局）） | ①<br>・地域移行、地域定着支援利用者数の増加に向けた協議（日中サービス支援型共同生活援助　等の地域移行先の情報提供も併せて行う。）<br>・地域生活支援拠点の体験の場や機会、緊急時の受入・対応の機能を担う安心生活支援事業（生活体験の場）の利用促進に向けた協議<br>・住居入居等支援事業（居住サポート事業）の利用促進に向けた協議<br>②<br>＜令和２年度＞<br>・措置入院者退院後支援事業の状況報告と推進に向けての検討<br>・災害時の体制整備の検討<br>「災害時健康支援活動マニュアルーメンタルヘルス対策支援編ー」に対する協議 | ①福祉部障害福祉課<br>②健康部健康増進課 |
| 岡　崎　市 | 設置済<br>（岡崎市障がい者自立支援協議会地域移行支援専門部会） | 市域のみで設置 | （事務局）<br>保健部健康増進課（保健所）、基幹相談支援センター、委託相談支援事業者<br>（委員）<br>指定相談支援事業者、指定障がい福祉サービス事業者（施設系）、保健・医療関係者（精神科病院）、障がい者関係団体の代表者、医療刑務所、更生保護法人 | ・困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること<br>・地域の社会資源の開発及び改善に関すること<br>・地域移行支援についての普及活動に関すること<br>・制度の特例利用に係る協議に関すること | 福祉部障がい福祉課 |
| 一　宮　市 | 令和３年度より精神保健福祉推進会議として開催 | 市域のみでの設置 | 一宮市内の精神科医療機関、一宮公共職業安定所、一宮警察署、一宮市社会福祉協議会<br>一宮市障害者基幹相談支援センター、一宮市内の精神障害者家族会、愛知県清須保健所<br>一宮市（保健総務課、健康支援課、障害福祉課、一宮市福祉総合相談室） | 令和３年度は初回であったため、精神保健福祉の担当部署である福祉総合相談室の事業や各関係機関の取り組み等を情報交換した。 | 福祉部福祉総務課福祉総合相談室 |

## 議題４　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（犬山市提出）

| 市名 | 回答 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （１）協議の場の設置状況 | （1）で未設置と回答の場合は、現段階での見込みでお答えください | | | |
| | | （２）協議の場は市域のみで設置か、圏域や他市町共同で設置するか | （３）協議に出席する関係機関 | （４）会議の協議事項 | （５）会議を招集する主管部署 |
| 瀬　戸　市 | 瀬戸市障害者地域自立支援協議会の精神部会<br>（令和2年度　開催：１回） | 市域のみで設置 | 医療機関（精神科）、保健所、福祉事業所、当事者、当事者団体など<br>（事務局：市社会福祉課・基幹相談支援センター） | 障害福祉計画の中間評価について<br>地域移行支援及びその現状について<br>地域包括ケアシステム構築について | 市社会福祉課 |
| 半　田　市 | 設置済（障がい者自立支援協議会地域包括ケア部会） | 市単独 | 半田市地域福祉課（障がい所管課）、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、障がい者施設事業所、精神科病院、高齢者施設事業所、精神障がい者家族会、救護施設事業所等 | 地域生活支援拠点について、地域移行について等 | 半田市福祉部地域福祉課 |
| 春 日 井 市 | 春日井市地域自立支援協議会 | 当市単独設置 | 障害者就業・生活支援センター、障がい者生活支援センター、介護保険事業所、障がい福祉サービス事業所、医師、保健所、特別支援学校、小中学校、公共職業安定所、当事者団体、地域包括支援センター、民生委員、学識経験者 | 検討中 | 健康福祉部障がい福祉課 |
| 豊　川　市 | 令和２年度設置 | 市域のみ | 福祉課、障害者相談支援センター（基幹）、市内指定一般相談支援事業所、市民病院、市内精神科に関する訪問看護ステーション、保健所、警察署、地域包括支援センター、精神障害者家族会 | ①地域移行からみえる地域課題について<br>②今後の会議の位置付けについて | 福祉課及び障害者相談支援センター（基幹） |
| 津　島　市 | 未設置 | 市域のみ | 未定 | 未定 | 福祉課 |
| 碧　南　市 | 地域自立支援協議会地域生活支援部会を協議の場と位置付けています。 | 市域のみです。 | 地域活動支援センター、市内就労系事業所、市内グループホーム、市内相談支援事業所、衣浦東部保健所、精神科病院 | 現状についての情報共有、安定した地域生活に向けた事例検討(入院中から退院調整までの課題や地域生活開始後の課題など) | 福祉課及び基幹相談支援センター |
| 刈　谷　市 | 設置済み | 単独設置 | 精神科病院、保健所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、社会福祉協議会、基幹相談支援センター、市 | 住まいの確保、地域の基盤づくり、ハード面の整備、ピアサポートの活用、普及・啓発の必要性 | 福祉総務課 |
| 豊　田　市 | 設置済 | 市のみで設置 | 医師会、薬剤師会、精神科病院、総合病院、地域アドバイザー、地域自立支援協議会、地域活動支援センター、障がい者就労・生活支援センター、基幹包括支援センター、精神障がい者家族会、ピアサポーター、警察、愛知県精神保健福祉センター、衣浦東部保健所、市（消防本部、障がい福祉課、福祉総合相談課、地域保健課、保健支援課） | 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた部会の取組と方向性について | 豊田市保健部保健支援課（豊田市保健所） |
| 安　城　市 | 設置している | 市域のみで設置している | 安城市社会福祉協議会（基幹相談支援センター）、衣浦東部保健所、安城市障害福祉課、精神科病院（矢作川病院、刈谷病院、南豊田病院、京ヶ峰岡田病院）、訪問看護ステーション（夢ら咲、和来）、障害福祉サービス等事業所（相談支援事業所ひだまり、グッド相談支援事業所、ルートオブホーリー、ぼちぼちカフェ、、地域活動支援センター陽なた）、安城市若者総合相談あんくる | 自宅等の生活と精神科入院治療時の継続的なケアについて検討した。 | 安城市社会福祉協議会 |

## 議題４　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（犬山市提出）

| 市名 | 回答 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （１）協議の場の設置状況 | （1）で未設置と回答の場合は、現段階での見込みでお答えください | | | |
| | | （２）協議の場は市域のみで設置か、圏域や他市町共同で設置するか | （３）協議に出席する関係機関 | （４）会議の協議事項 | （５）会議を招集する主管部署 |
| 西　尾　市 | 未設置 | 市域 | 精神科病院、行政、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所 | 精神科病院退院後の、地域生活での支援方法など | 健康福祉部福祉課 |
| 蒲　郡　市 | 地域移行・定着推進協議会（蒲郡市障害者自立支援協議会専門部会）<br>令和２年度設置 | 市域のみで設置 | 市内障害福祉サービス事業所・介護保険サービス事業所<br>相談支援専門員・ケアマネジャー<br>医療機関PSW | 精神病院からの地域移行支援を促進する方法の協議、事例共有<br>地域定着支援の利用状況共有等 | 障がい者支援センター（基幹相談支援センター）<br>福祉課 |
| 犬　山　市 | 議題提出市 | | | | |
| 常　滑　市 | 未設置 | 市域のみで設置 | 保健、医療、福祉関係者 | 精神障がいに関する普及啓発や研修、精神障がい者の地域生活への移行について | 福祉課 |
| 江　南　市 | 令和３年４月に設置済み（※自立支援協議会に位置付け） | 市域のみ | 公共職業安定所、保健所、医師、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、障害等当事者代表、障害者等福祉サービス提供事業者、学識経験者、庁内関係部局職員（障害、高齢者、保健、児童、教育） | 現時点では、協議の実績は無い。 | 健康福祉部福祉課地域福祉推進グループ |
| 小　牧　市 | 小牧市障害者自立支援協議会を協議の場としています。 | 市域のみです。 | 医療機関（医師会）、学識経験者、当事者団体、障害福祉サービス事業所、特別支援学校、民生委員、保健所、公共職業安定所 | 医療機関と相談支援・サービス事業所との連携体制の構築 | 小牧市障がい福祉課 |
| 稲　沢　市 | 平成３０年度から基幹相談支援センター主催の地域移行促進会議で協議の場を設置している。 | 市域のみで設置。 | 保健所、精神科病院、総合病院精神科、相談支援事業所（地域移行支援の指定あり）、基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所（ピアサポーター在籍）、当事者（ピアサポーター在籍の障害福祉サービス事業所）、市職員（福祉課障害福祉グループ） | 普及啓発に係る事項。<br>令和元年度は、地域移行支援の流れや計画作成について具体的に取り組むために、他市を招き事例を紹介していただき学んだ。 | 基幹相談支援センター |
| 新　城　市 | 未設置 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| 東　海　市 | 設置 | 市のみ | 保健所、精神科病院、精神科クリニック、訪問看護ステーション、居宅介護事業所、移動支援事業所、GH、就労支援事業B型事業所、基幹相談、市 | 地域移行・地域定着にむけた連携支援 | 市から委託を受けた基幹相談 |
| 大　府　市 | 設置済（自立支援協議会の部会について対応） | 市域のみ | 相談支援事業所、就労継続支援Ｂ型事業所、共同生活援助事業所、訪問看護事業所、保健所、民生児童委員、ボランティア団体、社会福祉協議会、市役所 | 地域包括ケアシステムについて、地域生活での課題の抽出、当事者の想い等の共有　等 | 社会福祉協議会（自立支援協議会の部会事務局を委託） |
| 知　多　市 | 設置済み | 市域のみで設置（障がい者自立支援協議会を活用） | 当事者団体、家族団体、成年後見センター、障がい福祉サービス事業所、児童発達支援事業所、相談支援事業所、保健所、病院、社会福祉協議会、特別支援学校、公共職業安定所、県地域アドバイザー | 現在は作業部会での準備段階で、協議事項として会議にあげた実績はない。 | 福祉部福祉課 |
| 知　立　市 | 障害者地域自立支援協議会の部会において協議 | 市域のみ | 家族会、地域活動支援センター、社会福祉協議会（相談支援員）、保健所、医療機関、保健センター、ボランティア団体 | ・こころほっとカフェ事業について<br>・精神障害に対応した地域包括ケアシステムについて | 福祉子ども部　福祉課 |

## 議題４　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（犬山市提出）

| 市名 | 回答 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （１）協議の場の設置状況 | （1）で未設置と回答の場合は、現段階での見込みでお答えください | | | |
| | | （２）協議の場は市域のみで設置か、圏域や他市町共同で設置するか | （３）協議に出席する関係機関 | （４）会議の協議事項 | （５）会議を招集する主管部署 |
| 尾張旭市 | 未設置 | 市域での設置を検討しています。 | 保健、医療、福祉、介護関係者及び当事者、家族の参加を検討していきます。 | 地域課題の解決等（未定） | 福祉課 |
| 高浜市 | 設置済み　障害者地域自立支援協議会を協議の場とする | 市域 | 保健、医療、障がい者相談支援事業所、福祉・介護（福祉サービス事業所）、民生児童委員、教育（特別支援学校、教育委員会）、当事者、家族 | 地域における具体的な取り組みについて | 障害福祉担当部署 |
| 岩倉市 | 未設置 | 市域のみで設置を検討中ですが、病棟のある医療機関がないため困難さがあります。 | 当事者、家族会、医療ＳＷ、障害福祉サービス事業所、就労支援機関、教育関係機関、保健機関、高齢者福祉関係機関、社会福祉団体等、行政 | 退院後の地域移行について | 福祉課障がい福祉グループ |
| 豊明市 | 当面、個々の事案に応じて協議の場を設け、徐々に制度的枠組みとして確立させる見込み | 個々の事案による | 個々の事案による | 個々の事案による | 個々の事案によるが、主には健康福祉部社会福祉課 |
| 日進市 | 令和２年度末に設置済み（障害者自立支援協議会が兼ねる） | 市域のみで設置 | 学識経験者、障害者等を支援する団体、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係支援者（保健所、精神保健福祉士協会）、教育関係支援者、障害者就労支援者、権利擁護支援者 | 未定 | 自立支援協議会全体の事務局は介護福祉課、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の担当は地域福祉課。 |
| 田原市 | 自立支援協議会の組織である施策推進会議内に、検討チームを設置。 | 市域で設置 | 検討チーム：精神科病院（PSW）・保健所・障害福祉サービス事業所・市社会福祉協議会・障害者就業・生活支援センター・高齢者包括支援センター | 現在は検討チームを設置したところで、今後協議事項等の検討を進めていきます。 | 健康福祉部　地域福祉課　障害福祉係 |
| 愛西市 | 未設置（既存の自立支援協議会を活用予定） | 市域で設置予定 | 未定 | 未定 | 保険福祉部社会福祉課 |
| 清須市 | 未整備（令和3年度末までに設置予定） | 圏域で設置 | 協議中 | 協議中 | 社会福祉課 |
| 北名古屋市 | 未設置　令和３年度中設置予定 | 清須市、北名古屋市、豊山町の２市１町で共同設置 | 現在協議中 | 現在協議中 | 福祉部社会福祉課 |
| 弥富市 | 未設置 | 未定 | 未定 | 未定 | 未定 |
| みよし市 | 設置済み（みよし市障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会） | 市域のみで設置 | 保健所、市外精神科医療機関、家族会、障がい福祉サービス提供事業所、相談支援専門員、相談支援地域アドバイザー、市健康推進課、市福祉課 | 精神障がい者の地域生活支援のシステム構築に関すること、精神科医療機関も含めた関係機関の連携に関すること、精神保健福祉に関わる者の支援力向上に関すること、精神障がいのある者及びその家族に対しての相談及び助言に関すること、精神保健福祉に係る普及及び啓発等の情報提供に関すること、その他協議会長が必要と認めたこと。（運営要領から抜粋） | 福祉部福祉課 |
| あま市 | 海部東部障害者総合支援協議会の権利擁護支援部会が協議の場を兼ねている。 | 海部東部障害者総合支援協議会の構成市町（あま市、大治町）で設置 | 保健所、医療機関、権利擁護センター、包括支援センター、相談支援事業所、共同生活援助事業所、当事者家族、司法関係者、行政（事務局） | 主に個別ケース検討 | あま市社会福祉課又は大治町民生課 |

## 議題４　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（犬山市提出）

| 市名 | 回答 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | （１）協議の場の設置状況 | （1）で未設置と回答の場合は、現段階での見込みでお答えください | | | |
| | | （２）協議の場は市域のみで設置か、圏域や他市町共同で設置するか | （３）協議に出席する関係機関 | （４）会議の協議事項 | （５）会議を招集する主管部署 |
| 長 久 手 市 | 未設置 | 市域のみで設置する予定。 | 障がい者自立支援協議会の構成員（一部）に加えて、医療関係者（精神科）、訪問看護事業所を想定している。 | 未定 | 福祉部福祉課 |